

別紙

諮問（名施設第251号）

答 申

1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が令和2年12月25日付けで行った公文書一部公開の決定を取り消し、全部公開する。

2 審査請求に至る経緯

令和2年12月15日 審査請求人は、名護市情報公開条例（平成13年条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関へ「防衛局が現在、行っている辺野古ダムของボーリング調査の単管やぐらの形状、構造の分かる文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和2年12月25日 実施機関は、条例第9条第1項の規定に基づき「国等が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な執行を妨げるおそれがあるため」としてボーリングの構造図（以下「資料1」という。）の公文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

実施機関は、条例第9条第1項の規定に基づき「国等が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な執行を妨げるおそれがあるため」資料1及びボーリングヤグラの概略が分かる図（以下「資料2」という。）の公文書一部公開決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

令和2年12月28日 審査請求人は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第26号）第2条に基づき、本件処分を取り消し、全部を公開するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った本件請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、全部を公開するよう求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張している内容は、次のように要約される。

ア 実施機関は、本件請求に対し、本件処分1の通知書には、公文書の写しにかかる費用は、10円とされていた。しかし、本件処分2の通知書には、公文書の写しにかかる費用は、20円とされていた。処分された内容を変更する場合は、その処分を取り消した上で、新たな処分をする必要があるが、本件処分2においては、本件処分1の取消しが行われておらず、実施機関の情

報公開請求に関する事務処理に問題がある。

- イ 洪水吐の位置は、すでに示されており、それに伴う仮締切工の位置も明らかであり、沖縄防衛局の行う辺野古ダムボーリング調査は、国道の見える場所で行われていた。また、名護市議会に対して提出した資料には、当該ボーリング調査位置を明記した平面図も含まれていた。そのため、資料1及び資料2を全部公開することで沖縄防衛局の事業箇所付近に人が集まり、周辺住民に迷惑がかかることには全く結びつかない。
- ウ 実施機関の弁明書では、本件審査請求を受け、沖縄防衛局に文書の公開について意見を聴取し、資料2については、公開することができないとしている。しかし、本件処分2は、令和2年12月15日付けの請求に対する令和2年12月25日付けの処分であるから、本件請求後の沖縄防衛局の主張を本件処分2の理由にはできない。
- エ 入札に当たっては、詳細な特記仕様書・工事図面等が入札希望業者に配布されるのであり、資料2のような簡易な、わずか1枚の文書が公開されることが入札の適正な執行に支障を及ぼすことなどあり得ない。
- オ 仮締切工とは、美謝川の切替えにあたって辺野古ダムから水を取り入れるための洪水吐の施工のために辺野古ダムの一部を締切るものである。洪水吐の位置はすでに明らかである。しかも施工箇所は、米軍への提供施設内及び立入ることができない辺野古ダム内であるから、作業中の安全確保や円滑な作業の実施が脅かされる、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす及び作業に従事する受注者の正当な利益を害することなど全くない。
- カ 沖縄防衛局の当該箇所に係る作業が完了するまでは、非公開とした部分については公開できないと主張しているが、沖縄防衛局の工事は、契約が締結された時点で特記仕様書及び工事図面等の設計図書は公開されるため、沖縄防衛局の主張は、事実と反している。
- キ 実施機関の主張は、沖縄防衛局の全く根拠のない説明を、検証せずにそのまま受け入れたものにすぎない。条例第7条第4号アの国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるというものは、国等が公開に反対した文書は、全て非公開にするという意味ではなく、国等が非公開を求めた理由の是非を判断する必要がある。
- ク 名護市議会では、令和2年12月21日に辺野古新基地建設のための美謝川付替え工事に向けた辺野古ダムでのボーリング調査の中止を求める決議を採択した。実施機関は、この名護市議会の決議に従い、ボーリング調査の全容を明らかにする必要がある。
- ケ 資料1は、単管やぐらの概略図と思われるが、同様の図面は、以前から沖縄防衛局が公開している。単管やぐらの構造は、きわめて簡単なものであり、この程度の概略図を黒塗りにする理由はない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している内容は、次のように要約される。

- (1) 実施機関として本件請求における文書は、資料1と認識していたが、資料1

は、ほとんどが非公開部分に該当するため、審査請求人の希望を聞いた上で、資料2の一部公開を行った。そのため、本件処分の通知文書を1枚としていたものから、2枚にしたものに変更して審査請求人へ渡した。

- (2) 資料1及び資料2は、実施機関が沖縄防衛局から取得した文書であり、公開するか否かは、沖縄防衛局へ意見を確認する必要があるとした。沖縄防衛局に確認したところ資料1及び資料2の一部については、今後の事業に関する内容が記載されている箇所もあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため公にしてはならないとの意見を受けた。
- (3) 沖縄防衛局からの意見を受け、実施機関としても資料1及び資料2の一部を公開することで沖縄防衛局の事業計画箇所付近に人が集まり、周辺住民に迷惑がかかること等が想定されるものであることから、同局からの意見は適切であると思慮し、実施機関の判断のみで資料1及び資料2の全部を公開することは、実施機関と沖縄防衛局との信頼関係を損なうものになるとことが予想された。また、現在検討中の仮締切工の情報が含まれており、これを公にすることにより、将来、沖縄防衛局が発注する設計業務、工事等が発注するに当たり、当該情報を得た受注希望者が、他の受注希望者に比して有利となり得るなど、同局が発注する設計業務、工事等の入札・契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると想定され国等が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な執行を妨げるおそれがあるためと判断した。

5 審査会の判断

- (1) 実施機関は審査請求人の本件請求に対し、条例第7条第4号アの規定に基づき一部公開決定としている。

条例第7条は公文書の公開をしないことができる場合について規定し、その第4号アでは「市と国又は他の地方公共団体若しくはその他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの」と規定している。

そこで、本件非公開文書について、公開することで「国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められる」か否かについて検討する。

- (2) 条例第1条は、条例の目的として「市民の知る権利を保障し、公文書の一層の公開を図り、市民との信頼関係を深め、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民参加による開かれた民主的かつ公正な市政の推進に資すること」と規定している。

また、情報公開請求は何人であれ行うことができるものであり（条例第5条）、条例上、請求された公文書は原則公開されなければならないが、例外的に不開示とする場合が列举されている。

これらのことからすれば、条例第7条第4号アの「国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められる」といえるためには、当該情

報を公開することによって、国や実施機関の事務又は事業の適正な遂行について支障が生じる抽象的な可能性があるというだけでは足りず、当該事務又は事業の遂行について実質的かつ具体的な支障が生じる高度の蓋然性が認められなければならないと解すべきである。

- (3) 本件では、実施機関は本件請求文書について、「資料1及び資料2の一部を公開することで沖縄防衛局の事業計画箇所付近に人が集まり、周辺住民に迷惑がかかること等が想定される」こと、「現在検討中の仮締切工の情報が含まれており、これを公にすることにより、将来、沖縄防衛局が発注する設計業務、工事等を発注するに当たり、当該情報を得た受注希望者が、他の受注希望者に比して有利となり得るなど、同局が発注する設計業務、工事等の入札・契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると想定され国等が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な執行を妨げるおそれがある」ことを理由に条例第7条第4号アに該当すると判断している。
- (4) しかし、実施機関の主張内容はいずれも抽象的な可能性に過ぎず、沖縄防衛局の事務又は事業の遂行について実質的かつ具体的な支障が生じる高度の蓋然性が認められるとは言えない。

よって、本件請求文書の全部を公開しても実施機関と沖縄防衛局の間において著しく信頼関係が損なわれるとは認められないことから、条例第7条第1項第4号アの要件には、該当しない。

(5) 結論

以上のことから、上記1のとおり判断する。

6 審査の処理経過

年 月 日	審 査 経 過
令和2年12月28日	審査請求書受付
令和3年3月26日	諮問書受付
令和3年4月20日	第1回審査会
令和3年7月27日	第2回審査会
令和3年8月25日	第3回審査会 口頭意見陳述
令和3年10月6日	第4回審査会

7 名護市情報公開・個人情報保護審査会名簿

職 名	氏 名
会 長	島 田 考 人
副会長	島 袋 達 志
委 員	儀 保 唯